

第 53 回若手研究者・院生情報交換会 報告

テーマ：社会福祉における文献研究の方法—歴史研究の場合—

開催日時：2023 年 3 月 11 日（土）9：30—12：00

会場：Zoom 開催

報告者：原田理子（関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程）

今回、2023 年 3 月 11 日（土）の 9：30—12：00 の二時間半にわたり、Zoom において、第 53 回若手研究者・院生情報交換会が開催された。テーマは「社会福祉における文献研究の方法—歴史研究の場合—」である。事前登録者は 38 名であったが、当日の参加者は 33 名程度（出入が結構あり、正確な数の把握ができなかった）。

情報交換会は、今井小の実会員（関西学院大学）の趣旨説明と発表から始まった。発表題目は「社会福祉における歴史研究とは？」だった。今井会員は歴史研究の研究方法の潮流を整理し、実証主義によって自然科学のように客観的事実を重視した研究がされ、その後ポストモダンによって極端な相対主義になったことにより、歴史研究に対する信頼が揺らいだとした。それに対して歴史家は、相対主義を取り入れつつ、可能な限り史実を実証的に明らかにしたうえで、解釈によって歴史像を提示していくことが歴史家の役割とした。つまり、研究は暫定的なものだと覚悟し、後進の反証テストにかけられるよう開かれたものでなければならないと述べた。論理整合性、事実立脚性に基つき反証可能であることが、歴史学の客観性を担保するとした。そして、社会福祉史、社会事業史の独自性は人々の幸福な生活の実現と発展のために、またその前提である人権を守るために、研究対象の形成過程を研究し、将来の展望を示すことと述べた。

その後、畠中耕会員（福井県立大学）による「地域社会福祉史研究の魅力と醍醐味—史資料の発掘を通して—」という題目の発表が行われた。畠中会員は、地域福祉史の研究意義を地方自治体の中で平和的な生存権を実現するための実践の歴史的根拠となることと位置づけた。加えて、中央によって行われた政策だけではなく、地方での草の根活動からの探求をすることで見えてくる可能性にも言及した。そして、畠中会員がこれまで取りくんだ、群馬県、滋賀県、新潟県における地域福祉史の内容と、現在取り組んでいる静岡県における報徳社の研究を紹介した。その中で、史資料を発掘するためには公文書館、図書館、役所、戦前期からある社会福祉施設に足を運ぶことがよいという情報を共有した。また史資料だけではなく、当時を知る人への聞き取り調査の重要性にも触れた。

5 分の休憩を挟み、倉持史朗会員（同志社女子大学）による発表が行われた。発表題目は「社会福祉実践史を考える」であった。「実践史」とは何か、「実践」とは何か、という問いをたて、実践の多くが施設で行われていることから、施設史の重要性を指摘した。実践史研究の事例として、倉持会員が長年携わっている博愛社研究を取り上げ、どのようなプロセスで研究が進み、どのような事実がわかったかということを発表した。博愛社研究では、多く

の史資料が存在し、携わる研究者も多く、様々な角度から施設に関する歴史研究が行われていることを述べた。史資料の取り扱いについて、ただ史資料を研究に使うだけでなく、史資料の発見・保存・活用をすることで社会や学界、提供した施設に還元していくことが今後は重要であると述べた。博愛社研究の報告において、現在もある要保護児童の学力・進学問題は当時からあり、現在と変わらない課題を抱えていたことも史資料から明らかになったと報告した。歴史研究は単に過去を調べるだけでなく、現在にも続く課題を明らかにするという側面もあることが言えると示された。

質疑応答では参加者から、史資料における崩し字の読み方をどのように学んだか、史資料が残っている施設をどう見極めるか、戦後の研究は歴史研究と言えるのか、歴史研究は今の問題とどうつながるのか、史資料にある個人名の取り扱いなどの質問があった。

崩し字に関してはインターネットや辞典を使用して読み進める、あるいは研究者仲間とともに読み進めるという回答がなされた。史資料が残っている施設については、市役所などの公共の施設を最初に頼ることが良いとのことだった。しかし、史資料が残っている施設であっても以前の研究者が史資料を杜撰に扱ったという理由で提供を拒否されることもあり、そういった面でも、史資料の取り扱い並びに施設との関係性が重要であると回答された。戦後の研究は、当事者が存命であることが多いために研究が難しい場合があるが、研究としては戦前と変わらず行われるべきだと考えているとの回答がされた。歴史研究と現在のつながりについては、明治時代から現代に引き継がれている事象は多く、また時代は連続して過去から現在へとつながっているため、歴史研究者は現在の問題意識も認識していかななくてはならないと述べられた。倫理的問題である、史資料における個人名の扱いは、研究者によって認識が異なり、今後認識の共有が求められるとされた。研究者によっては、公人であれば開示してもよいという考え方もあり、史資料を管理している地元の教育委員会などの許可を得たら大丈夫ではないかとも提示された。しかし、親族から拒否されることもある。人名を伏せることで、因果関係が不明瞭になることもあるため、判断が難しい。また、人名だけではなく地名もデリケートな問題となることがあるため、考慮が必要であると提示された。

質疑応答のあと、和田真由美会員（姫路大学）と原田理子会員（関西学院大学）が質疑応答、報告内容についてコメントし、今井会員より総括をいただき閉会となった。今回は Zoom での開催となったために、名刺交換会などは実施できなかったが、歴史研究という社会福祉学の中では研究者の数が多くなく、あまりスポットライトが当たらない研究手法について、研究歴の長い方々の報告を聞いたことは大きな意味があったと思われる。実際、歴史研究について取りあげられることが希少なため、関西圏以外の若手研究者からも参加したい旨の申し込みが寄せられた。若手研究者の中にはこれまで研究者仲間がおらず、孤独を感じている人もいた可能性があるため、意義があっただろう。

以上